

令和7年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和7年9月5日

招集年月日	令和7年9月5日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開 会	令和7年9月5日 午前10時30分				議 長	中本 正廣
	閉 会					議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	
	1	笠 井 清 孝	○	7	影 井 伊久美	○	
	2	田 島 清	○	8	大 江 昭 典	○	
	3	宮 本 千 春	○	9	小 島 俊 二	○	
	4	大 江 厚 子	○	10	津 田 宏	○	
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○	
	6	佐々木 道 則	○				
会議録署名議員	7番	影 井 伊久美		4番	大 江 昭 典		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	佐々木 裕子		
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	大 野 正 人		
	副 町 長	木 村 富 美		病院事業管理者	平 林 直 樹		
	参 事	宇 田 康 弘		道の駅推進チーム 担当課長	瀬 川 善 博		
	参 事	下 村 佳 世		教 育 次 長	長 尾 航 治		
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	二 見 重 幸		教 育 課 長	清 水 裕 之		
	総 務 課 主 幹	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	正 岡 剛		
	加 計 支 所 長	児 玉 裕 子		—	—		
	筒 賀 支 所 長	山 本 博 子		—	—		
	企画 DX 課長	能 宗 良 明		—	—		
	税務住民課長	沖 野 貴 宣		—	—		
	地域協働課長	上 手 佳 也		—	—		
	産業観光課長	菅 田 裕 二		—	—		
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—		
	健康福祉課長	伊 賀 真 一		—	—		
	衛生対策室長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

令和 7 年 9 月 5 日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第 3 号	健全化判断比率の報告について
報告第 4 号	資金不足比率の報告について
同意第 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
同意第 10 号	教育委員会委員の任命について
議案第 49 号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について
議案第 50 号	安芸太田町議会議員及び安芸太田町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部改正について
議案第 51 号	安芸太田町分担金徴収条例の一部改正について
議案第 52 号	令和 7 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 53 号	令和 7 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 54 号	令和 7 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 55 号	令和 7 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 56 号	令和 7 年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
認定第 1 号	令和 6 年度歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 6 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
認定第 3 号	令和 6 年度安芸太田町簡易水道事業会計決算の認定について
認定第 4 号	令和 6 年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定について

令和7年第5回定例会
(令和7年9月5日)
(開会 午前10時30分)

○中本正廣議長

おはようございます。本日から9月定例議会になりますので、皆さんよろしく願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから令和7年第5回安芸太田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を要求した者は町長、教育長、病院事業管理者、代表監査委員です。なお同条の規定によって、町長及び教育長から委任したことについて、配付した写しのとおり通知がありました。6月の定例会以降、本定例会までに受けた陳情は配付した写しのとおりです。去る8月20日に広島市で開催された広島県町議会議長会主催の研修会に議員派遣をしました。その結果につきましては配付した報告書のとおりです。監査委員から5月から7月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますので、御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 行政報告

○中本正廣議長

日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。おはようございます。本定例会においても充実した御審議を賜りますようによろしくお願いいたします。それでは最初に行政報告、御手元にお配りをしております資料の読み上げをもちまして御報告にかえさせていただきたいと思っております。

1 戦没者追悼・平和祈念式典について

8月15日、役場本庁大集会室において安芸太田町戦没者追悼・平和祈念式典を開催しました。遺族会や原爆被害者の会、町関係者併せて102人が参列されました。戦後80年の節目である今年は、被爆の実相や戦争の悲惨さを「未来にどう語り継ぐのか」をテーマに、式典終了後、加計小学校の平和学習の取組と、8月6日に加計中学校が参加した「第1回全国子ども平和サミット」の様子をご覧いただくとともに、町内の若者で被ばく体験伝承者がおられますので、その取組を紹介していただきました。また、正午には防災行政無線でサイレンを鳴らし、町民の皆様に黙とうを呼びかけました。

2 安芸太田町行財政審議会について

6月30日、本年度第1回目の「安芸太田町行財政審議会」を開催し、本審議会に対し、「中期財政運営方針」及び「定員管理計画」の策定と、「公共施設等個別施設の方向性」について

諮問をいたしました。そのうえで会議では、公共施設全般の見直しの基本的な考え方と、個別施設となる集会施設・観光施設・産業施設の今後の方向性についてご議論いただきました。また、8月19日には第2回目の審議会を開催し、中期財政運営方針、定員管理計画の現状と次期計画の趣旨を説明するとともに、公共施設等個別施設については行政施設、保健・福祉施設、医療施設等の今後の方向性についてご議論いただきました。審議会からは、来年2月末を目途に、それぞれ答申をいただく予定としております。

3 安芸太田町防災フェアについて

8月2日、「安芸太田町防災フェア」を役場前駐車場で開催しました。自衛隊や消防団車両の展示・乗車体験や、VRゴーグルによる土石流被害の疑似体験のほか、自衛隊が、災害派遣で使用される炊事システムで調理されたカレーライスの試食会も行いました。イベントには概ね150人を超える方々にご来場いただき、防災意識の高揚につながったものと思います。

4 消火用水支援協定締結について

8月8日、「消火用水支援協定」をあさやま工業様と締結しました。これは、4月に発生した戸河内松原の林野火災を教訓に、消火用水が著しく乏しい火災現場における水利の支援要請を可能とする内容で、有事の際に備えるものです。引き続き、地域住民、事業者と連携を図り防災力を高めてまいります。

5 第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）施策評価について

令和6年度に取り組んだ事業について、第二次長期総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の後期基本計画策定時に設定した目標値と実績値を点検し、施策の成果と課題について内部評価を行いました。この内部評価については、7月24日の「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、各委員からご意見をいただきました。今後は、今年度新たに策定した第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきPDCAサイクルの徹底を図りながら施策の充実を図ってまいります。

6 安芸太田町地域公共交通会議について

8月26日、安芸太田町地域公共交通会議を開催しました。会議では、令和6年5月から運行を開始した新公共交通システム「もりカー」について、年間利用者数が約2万4千人に達し、令和5年度の「定額タクシー」と「あなたく」の年間利用者数に対して約10%増加している旨を報告するとともに、10月1日より、石見交通の新広益線が営業を再開されること、町内事業者が、本町内で介護タクシー事業を行う準備を進めておられることなどを報告いたしました。また、町内バスの寺領線について、運転手不足と利用者大幅減の観点から、廃止について検討している点について、ご審議していただきました。

7 地域通貨「morica」の運用について

令和6年度の地域通貨「morica」の運用については、利用金額の10%相当額を還元するプレミアムポイントキャンペーンの実施や、国の給付事業や町の交付事業を地域通貨「morica」で給付するなどの取組により、年間チャージ額は約2億6,870万円と対前年比14%増、年間利用金額は約3億6,360万円と対前年比12%増と、どちらも増加しています。今後もキャンペーンの実施に加え、健康ポイント事業など町の施策と絡めることで地域通貨「morica」の更なる利用促進を図ります。

8 光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行について

設備の維持管理に係る財政的・人的負担の軽減及び、光通信サービスの向上を図るため、本町が整備した光ファイバーケーブル及び関連設備をNTT西日本 中国支店に譲渡することについて、7月10日に覚書を締結いたしました。今後は、NTT西日本中国支店と連携して、電柱の地権者への周知など円滑な移行手続きに努めてまいります。

9 もりみんハイツ入居状況について

「もりみんハイツ」は、新たに3戸の入居が決定し、全20戸のうち17戸が入居となり、町外からの移住者20名を含む、35名の町民の維持確保に貢献しています。2LDKの家族向けは土居が残り1戸、1LDKの単身向けは天神原が残り2戸の状況となっております。

10 空き店舗を活用した社会実験事業について

「旧レッツ戸河内店」の空き店舗を活用した社会実験事業について、店名を「とごうちストア」とし、複数の小規模事業者から商品を取りまとめ販売する新しい形の店舗として準備中です。オープンは9月15日の予定で、これに先がけて開催した8月2日のオープン前イベントには、周辺地域より約200名の方々にお越しいただき、野菜・果物・生花を販売するとともに、店舗のあり方について意見交換やアンケートを実施しました。また8月21日と9月1日には、商工会員を中心とした出品者説明会を行ったところです。なお、ストアの販売スタッフとしては、9月1日より地域おこし協力隊1名が新たに着任しております。

11 集落支援モデル事業について

集落の高齢化・小規模化に対応するため、「買物」「医療」「ごみ出し」といった生活に最低限必要なサービスを提供するための実証事業がスタートしています。まず「ごみ出し」では、7月から小規模集落の高齢者等を対象に、自宅玄関前でのごみ回収を開始し、現在5世帯が利用中です。次に「医療」は、9月第2週目から、戸河内松原で毎週火曜日、筒賀東区で毎週金曜日に、移動診療車によるオンライン巡回診療と、オンライン健康相談を開始します。「買物」については、既存の移動販売業者に巡回先の追加をお願いしたほか、近日オープン予定の「とごうちストア」の商品を、巡回診療に合わせて集落で買い物ができるよう準備を進めています。今後利用者や関係者の感想や意見を参考にしながら、各取組の改善を図るとともに、事業の効果等を検証してまいります。

12 戸籍に記載する予定の氏名のフリガナについて

8月20日、改正戸籍法により戸籍に新たにフリガナを記載することとなったため、そのフリガナをご確認いただくハガキを8,745通送付しました。通知されたフリガナがご本人の認識と一致している場合は、そのままフリガナとして記載されますが、本人の認識と異なるフリガナが記載されている場合には、届出による修正が必要となります。戸籍にフリガナが記載されることで、マイナンバーカードにもフリガナを表示できるようになるほか、データベース上での検索処理が容易となり、誤記や照合の誤りを抑えられるものと期待しております。

13 イベントの開催状況について

6月は吉水園春の一般公開や第46回中国地方選抜神楽競演大会、7月は龍姫湖でのウォーターアクティビティを中心としたLakeTime' 25-Summer Party、第59回納涼加計まつり、8月は第32回安芸太田町ふれあい戸河内まつりで、こちらは過去最多となる4,800人の来場となるなど、町内外問わず多くの方へ安芸太田町の魅力を伝える機会となりました。また、修道地区の夏祭

りでは初めて花火を催すなど、振興会単位でも創意工夫された夏祭りや盆踊りが開催され、地域の活性化につながる賑わいとなりました。

14 安芸太田町神楽振興について

7月2日開催の2025大阪・関西万博の日本国際芸術祭 in EXP02025において、安芸太田町合同神楽団が神楽を上演しました。当日は、4演目6公演を披露し、多くの方にご来場いただきました。また、動画配信を行い視聴件数が現在6,000回を超えるなど、大きな反響を呼ぶ公演となりました。また、12月6日には「ひろしま神楽 関西公演 in 堺」にも、安芸高田市、北広島町と合同で、本町の神楽団が出演することが決まっており、引き続き、本町の歴史・文化に根付く伝統芸能「神楽」の魅力発信と認知度向上を進めてまいります。

15 安芸太田町上下水道料金審議会について

8月3日、第1回上下水道料金審議会を開催し、本町の上水道料金の見直しについて諮問を行いました。会議では、「安芸太田町の水道事業」や「経営戦略の検討状況」、「今後の施設整備」等、水道事業の課題や基本方針について説明を行い、料金改定の必要性等について審議を行いました。審議会は、今回を含め4回開催予定で、来年1月末を目途に諮問に対する答申をまとめる事としております。

16 令和6年度住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金について

令和6年度に住民税非課税となった世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給する事業について、支給が完了しています。この事業では給付対象となる世帯に18歳以下の児童がいる世帯には、子ども一人あたり2万円の子ども加算を実施しております。現在の給付及び利用実績は、以下のとおりでございます。表をご確認ください。

17 「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付について

令和4年4月1日から運用されている「黒い雨」にかかる手帳交付制度の申請状況等について、本町における8月末日までの累計件数は次のとおりでございます。表をご確認ください。また、手帳の申請661件の各年数の実績は次のとおりでございます。こちらも表をご確認いただければと思っております。今後も厚生労働省や広島県とも連携し、町民広報等を活用しながら「黒い雨」にかかる制度周知や適正な事務に努めていきます。

18 安芸太田町病院事業あり方検討委員会について

7月28日に第2回目の、また8月27日に第3回目の安芸太田町病院事業あり方検討委員会を開催しました。第2回目の会議では、15年後を見据えた病院患者数の将来見通しや、それを踏まえた病床数の適正規模、診療体制の方向性について議論を進めるとともに、老朽化の進む西棟の対応等について協議をしました。また、第3回目の会議では病院事業の決算を分析し、今後の医療収益改善に向けた取組について協議するとともに、戸河内診療所のあり方について、委員会としての一定の方向性を見い出したところでございます。これまで協議された内容等については、検討委員会に提出した資料も併せ町公式サイトで随時報告してきたところですが、次回（第4回目）の委員会を9月に開催した後、改めて、これまでの検討内容を住民の皆さまにお知らせするべく、11月頃に住民説明会を開催する予定です。

19 森のようちえん事業について

「森のようちえん事業」への取組については、今年度初めて広島県の自然保育推進アドバイザ

一派遣事業による現地保育活動を実施し、本年度目標の一つである「ひろしま自然保育認証」を取得するための申請を各園・所で行ったところです。また、職員研修として、教育大綱策定にも携わっていただいた内田幸一先生が運営する長野県の認定こども園での現地研修、子どもたちが安心・安全に屋外活動ができるように救命講習を行うとともに、赤十字広島県支部の講師を活用した幼児安全講習も予定しております。なお、さらなる自然保育・教育を進めるにあたり、安芸太田町版森のようちえん事業の愛称を募集したところ、愛称メインテーマは「もりみんな山のこども園」、サブテーマは「こもれびの森ひみつきち」と決めさせていただきました。今後、各園・所での活動を含め、この愛称のもと本町の自然保育・教育に係る情報発信を行います。

20 保小中高連携について

7月23日、町内のこども園、保育所、小学校、中学校、高校の園長、所長、学校長が一堂に会する安芸太田町保小中高連絡協議会を加計高校で行いました。会議では、令和7年3月に策定された教育振興基本計画について説明をしました。また、中学校区ごとに分かれ、校種を越えたコラボレーションの具体について協議をしました。毎年実施しているこの会が、本町教育大綱にある「安芸太田町らしい学び」の実現に向けた取組の一つとなっております。

21 学校教育活動について

5月下旬から6月初旬にかけて、第1回目の学校運営協議会を町内全ての学校において開催しました。委員の皆様は授業の様子を見学していただくとともに、それぞれの学校運営方針や取組の重点等を説明し、承認を受けました。7月10日から12日までの3日間、町内3小学校の5年生が合同で、国立江田島青少年交流の家において、ビーチコーミング、カッター研修などの体験活動を実施しました。日常とは異なる江田島での体験活動を通して、仲間と支え合いながら自ら考え、行動に移す姿が見られました。7月30日、今年で13年目を迎える「科学アカデミー」を日本技術士会中国本部から講師をお招きして実施しました。25人の町内小学生が参加し、ゴムやテンセグリティーについて考えながら科学工作を行いました。今後は、10月に小学生高学年、中学生を対象として開催する予定です。

22 全国高等学校総合体育大会登山競技の開催について

8月5日から9日まで、令和7年度全国高等学校総合体育大会登山大会が恐羅漢山、十方山、深入山等で開催され、200人を超える県内外の運営役員、陸上自衛隊等の協力を得て、男子46校、女子45校の選手364人が体力、知力及びチームワークを競い合いました。大会2日目の8月6日には、恐羅漢山で競技中ではありましたが、黙とうの時間が設けられた一方、翌朝の荒天に備えて、夕方には選手全員が戸河内ふれあいセンターに避難するなどの予定外の事態への対応も発生いたしました。3日目には競技が終了し、4日目は、エキシビジョンとして深入山への登山や三段峡黒淵での渡舟を体験されました。広島県勢は、男子の部では広島学院高校が優勝、修道高校が15位、女子の部ではノートルダム清心高校が4位、県立広島高校が12位の成績を残しました。閉会式では、来年度開催地である兵庫県代表の香美町前田教育長等に大会旗等の引継を行いました。

23 第63回全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会の開催について

第63回大会は、7月28日から31日までの4日間、つつがライフル射撃場で開催され、全国から125校、選手・マネージャー合わせて約550人の参加がありました。加計高校射撃部では、エアライフル女子団体が過去最高となる7位に入賞されました。また、射撃部員は、ボランティア

アスタッフとして、大会の準備及び運営補助に携わっていただきました。インターハイ登山競技とあわせ、町内での宿泊やバスの送迎利用等、多くの経済波及効果もあった大会となりました。

24 病院事業の取組について

今年度は電子カルテの更新年で、7月22日にプロポーザルを実施しました。戸河内診療所と安芸太田病院の電子カルテシステムを統合し、両方に受診歴がある人のカルテIDを統一し、どちらからでもカルテ閲覧が可能となります。また、院外から電子カルテへのアクセスを可能とし、専門医によるオンライン診療や在宅医療への展開を考えています。また、6月1日に医療機関に対する業務監査・指導についての契約を有限責任監査法人デロイトトーマツと締結し、10月1日から始まる訪問審査・指導に合わせて、事前資料の作成並びに業務内容の点検に着手しているところでございます。報告は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で、町長の行政報告を終わります。

日程第3. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、7番影井伊久美議員及び8番大江昭典議員を指名いたします。

日程第4. 会期の決定

○中本正廣議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は本日9月5日から9月19日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。したがって会期は15日間に決定しました。

日程第5. 報告第3号

○中本正廣議長

日程第5、報告第3号、健全化判断比率の報告について及び日程第6、報告第4号、資金不足比率の報告についての2件を一括議題といたします。町長からの報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、報告をさせていただきます。報告第3号、健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度の決算に基づき、本町の健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。続いて、報告第4号、資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度の決算に基づき、本町の資金不足比率について、監査意見の、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

郷田総務課主幹。

○郷田亮総務課主幹

はい。報告第3号、健全化判断比率の報告及び報告第4号、資金不足比率の報告につきまして、令和6年度決算における状況について御説明させていただければと思います。この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、毎年作成させていただくものです。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにしまして、財政の健全化や財政再生に必要な場合に迅速な対応がとれるようにすることを目的とされているものでございます。まず、健全化判断比率の報告ですが、議案書6ページのほうになります。そちらを御覧ください。報告書としまして各指標の結果を表にまとめております。一般会計及び特別会計等について基金からの充当一般会計からの必要な繰出金もございまして、ともに赤字及び資金不足は発生しておらず、赤字はないということで、両方とも指標につきましてバーということで表示をさせていただいております。続いて実質公債費比率につきましては、起債償還額が昨年度より4,200万円程度増加した影響がありまして、13.2%と0.6%悪化、ポイント悪化している状況でございます。続いて将来負担比率におきましては、地方債残高の減少に合わせ指標の増減に大きく影響する基金残高につきまして、全体的に増加したことによりまして数値がマイナス、0%以下といったことになりましたので、バー表示ということでお示しをさせていただいております。続きまして資金不足比率についての報告をさせていただきます。議案書のページは8ページということになります。こちらにも報告書にあるとおり公営企業法の適用である病院事業会計及び、令和6年度から新たに法適用となりました簡易水道と下水道事業の会計についてまとめさせていただいております。いずれも一般会計から必要な額を繰入していることもありまして資金不足は生じていないといった状況です。そういった旨でバー表示としてお示しをさせていただいております。健全化判断比率、資金不足比率、いずれの数値も国の示す基準以内であるということでございます。早期の健全化など必要となるような状況には現在至っていないというところでございます。報告は以上です。

○中本正廣議長

これで報告第3号及び報告第4号を終わります。

日程第7. 同意第7号

日程第8. 同意第8号

日程第9. 同意第9号

日程第10. 同意第10号

日程第11. 議案第49号

日程第12. 議案第50号

日程第13. 議案第51号

日程第14. 議案第52号

日程第15. 議案第53号

日程第16. 議案第54号

日程第17. 議案第55号

日程第18. 議案第56号

日程第19. 認定第1号

日程第20. 認定第2号

日程第21. 認定第3号

日程第 22. 認定第 4 号

○中本正廣議長

日程第7、同意第7号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第22、認定第4号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定についてまでの16件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして、御報告をさせていただき、説明させていただきます。同意第7号から第9号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任について。任期満了に伴い、固定資産評価審査委員会の委員に3名の方を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。続いて、同意第10号、教育委員会委員の任命について。本年11月10日で任期満了となる教育委員会委員について、引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。続きまして、議案第49号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。令和7年6月4日付けで、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、選挙長等の報酬額が引上げられたことから、同額となるよう町の条例を一部改正するものでございます。議案第50号、安芸太田町議会議員及び安芸太田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。令和7年6月4日付けで、公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費等が引上げられたことから、同額となるよう、町の条例を一部改正するものでございます。議案第51号、安芸太田町分担金徴収条例の一部改正について。今年度、総務省の無線システム普及支援事業を活用して、上本郷地区テレビ共同受信施設の同軸ケーブルを光ケーブルに改修する予定ですが、事業に係る費用の一部を上本郷テレビ共聴組合に支払いを求めるため、町の条例を一部改正するものでございます。議案第52号、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第3号）、令和7年度安芸太田町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億2,233万2千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は歳入が定額減税補足給付に係る国庫補助金等の増、水道管更新に伴う簡易水道事業への補助に係る町債の増、及び前年度決算に伴う繰越金が主なものでございます。歳出は、物価高騰対策である定額減税補足給付事業の増額、社会生活基盤等整備の対応として、消防及び防災行政無線設備や社会体育施設等の修繕費の増額、介護タクシーを活用した定額タクシーの運行、林道、町道等の落石や倒木処理にかかる維持・修繕費の増に合わせ、水道管更新に伴う簡易水道事業会計への補助金の増。さらには新型コロナワクチン及び带状疱疹ワクチン定期予防接種に係る事業費の増額。また令和6年度の各事業費確定に伴う国庫負担金等償還金や前年度繰越金の整理に伴う財政調整基金積立金の増が主なものでございます。あわせて加計学校給食共同調理場の給食調理業務委託に係る債務負担行為の追加についてもお願いするものでございます。議案第53号、令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和7年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ92万2千円の増額を定めるものです。今回の補正は、国民健康保険事業費納付金への対応、前年度繰越金の基金積立、前年度補助金等の精算に伴う償還金の増が主なものでございます。議案第54号、令和7年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。令和7年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ794万4千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付事業負担金の増が主なものです。議案第55号、令和7年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。令和7年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ7,473万円の増額を定めるものです。今回の補正は、前年度繰越金の整理に係る介護給付費準備基金積立金の増及び

前年度事業の精算に伴う介護給付費負担金等償還金の増によるものでございます。続いて議案第56号、令和7年度安芸太田町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。令和7年度安芸太田町簡易水道事業会計の補正予算第2号は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ589万4千円増額補正するものです。また、資本的収入及び支出の予定額を2,588万3千円増額補正するものです。今回の補正は、川北地区配水管等の修繕や中筒賀地区配水管更新工事に係る工事費の増額対応によるものでございます。続いて、認定第1号、令和6年度歳入歳出決算の認定について。令和6年度歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第5項の規定により、主要施策の成果に関する調書をつけて、令和6年度安芸太田町一般会計歳入歳出決算のほか、六つの特別会計の歳入歳出決算について議会の認定に付するものでございます。認定第2号、令和6年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について。令和6年度安芸太田町病院事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものでございます。認定第3号、令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計決算の認定について。令和6年度安芸太田町簡易水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものでございます。続きまして、認定第4号、令和6年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定について。令和6年度安芸太田町下水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付すとともに、同条第6項の規定により、事業報告書を付して議会の認定に付するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

これで提出者の提案理由の説明を終わります。以上、提出議案については後日、詳細説明、審議を行います。本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前11時08分 散会
